

平成18年8月11日

各都道府県・指定都市

住宅主務課長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課

公共住宅事業調整官 杉藤 崇

公営住宅のバルコニーの手すり部分の不具合による転落事故について

本年8月6日午後、愛知県営住宅のバルコニーの手すり子（縦さん）がはずれ、転落事故が発生しました。（別紙新聞記事を参照）

現時点においては、事故の詳細な状況及び手すり子がはずれた原因について明らかになってはいませんが、平成18年8月11日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知「共同住宅における転落事故防止対策について」（国住指第1251号）が発出されたところであり、今後、公営住宅等において類似の事故が発生することのないよう、都道府県の建築主務部局が実施する調査に適切に協力いただくとともに、延べ面積に関わらず点検、改善措置を講ずる等適切な対応をお願いいたします。

なお、貴管下市町村（指定都市を除く。）、地方住宅供給公社にも、この旨周知徹底方お願いいたします。

また、点検結果等については、下記のとおり当職宛て報告いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1. 報告内容（別添調査票による。）

- (1) 公営住宅等のバルコニーの手すりの安全性に係る点検・調査結果
- (2) 「転落のおそれあり」とされたものについて、主な不具合の内容（損傷、錆、腐食等）及び今後の対応方針等
- (3) 過去に公営住宅等のバルコニーの手すりの不具合を原因とする転落事故があった場合は、その内容

2. 提出

平成18年10月20日（金）までに、地方整備局等担当官あて提出